

良質堆肥広域流通促進事業実施要領

第1条 趣旨

畜産農家において良質な堆肥や液肥を生産し、利用促進を図ることが大きな課題となっている。しかしながら近年、畜産経営の大規模化や家畜排せつ物処理施設の老朽化が進んでおり、堆肥や液肥の品質低下が懸念されている。そこで、家畜排せつ物処理施設の増設、補改修等を支援することで、畜産農家における家畜排せつ物の適正な処理と良質な堆肥等の生産を促進する。また、畜産農家と耕種農家の連携強化に加え、霞ヶ浦及び涸沼流域で生産される良質な堆肥や液肥（以下「堆肥等」という。）の流域外農地での利用や流域内農地での化学肥料代替としての利用を促進することにより、資源循環型農業を推進するとともに、畜産業からの霞ヶ浦及び涸沼への負荷を削減する。

第2条 事業の種類及び内容

本事業の種類は次のとおりとし、事業種目ごとの補助対象経費及び補助率は別表1のとおりとする。

1 家畜排せつ物処理施設等への整備補助

次の（１）、（２）の家畜排せつ物処理施設の増設・補改修並びにそれに付帯する施設稼働に必要な機械の導入に対する助成。（ただし、シート貯留槽等簡易的な施設は除き、飼養衛生管理基準の遵守に必要な防鳥ネットを含む。（ただし、本事業による整備施設に付帯するものに限る。）また、機械の導入にあたっては、施設据え付けのものに限る。）

なお、ここでいう増設とは、家畜排せつ物の適正な処理や保管のため、施設の容積や面積を増加させるための施設の建設及びそれに伴う機械の設置とし、補改修とは、老朽化や破損した施設の修繕及び処理能力向上のための施設の修繕とする。

（１） 汚水処理施設

（２） 堆肥処理施設

2 堆肥の広域流通の推進

（１） 堆肥等利用集団（以下「利用集団」という。）の組織化支援

ア 堆肥利用促進協議会の設置・運営

堆肥センター、関係機関及び関係団体で構成

イ 堆肥コーディネーターの設置

堆肥利用促進協議会に堆肥コーディネーターを設置するものとする。堆肥コーディネーターは、堆肥等マッチング部会を運営し、農林事務所、市町村等と連携し、第2条第2項第1号で規定する内容を実施する。また、利用集団の

組織化を推進するとともに、堆肥等に関する情報提供・仲介実績について、堆肥等コーディネート記録表（別添5）により記録するものとする。

ウ 堆肥等マッチング部会の設置

堆肥利用促進協議会に堆肥等マッチング部会を設置し、畜産農家と耕種農家のマッチングを推進することで、堆肥等の農地利用を図る。

エ 良質堆肥等の生産・利用技術等の普及指導

オ 農家向け生産利用講習会の開催

カ 堆肥等需要調査の実施

キ 特殊肥料届出の推進

ク 「茨城たい肥ナビ！」の管理運用

(2) 利用集団の取組支援

ア 堆肥等利用実証ほの設置

イ 堆肥等利用実証ほへの堆肥等輸送

ウ 堆肥等散布機の導入

第3条 事業実施主体

- 1 第2条第1項の事業実施主体は、霞ヶ浦及び涸沼流域の畜産農家、またはこの地域の液肥等の有効利用に取り組む集団等とする。
- 2 第2条第2項第1号の事業実施主体は公益社団法人茨城県畜産協会（以下「畜産協会」という。）とし、同条同項第2号の事業実施主体は霞ヶ浦及び涸沼流域の畜産農家と耕種農家からなる堆肥等利用集団とする。

第4条 事業の要件等

第2条第1項、第2項第2号の事業実施の要件は別表2に示すものに適合することとする。

第5条 事業の実施

1 家畜排せつ物処理施設等への整備補助

- (1) 事業実施主体が、第2条第1項の事業を実施しようとするときは事業実施計画承認申請書（様式第1号）に、事業実施計画書（別記様式第1号）を添付し、農林事務所長（以下、「所長」という。）に提出するものとする。
- (2) 所長は、事業実施主体から提出された事業実施計画について十分審査を行うとともに事業実施計画が適正であると判断するときは、承認するものとする。

なお、所長は、承認した事業計画に係る一連の書類の写しを知事に提出するものとする。

2 堆肥の広域流通の推進

(1) 計画承認申請

畜産協会は、第2条第1項の事業を実施しようとするときは、事業実施計画承認申請書（様式第1号）に、事業実施計画書（別記様式第2号）を添付し、知事に提出し、承認を受けるものとする。

第2条第2項第2号の事業により支援を受けようとする利用集団は、堆肥等利用供給協定に基づき堆肥等を利用する実証ほを設置し、事業実施計画承認申請書（様式第1号）に、事業実施計画書（別記様式第1号）その他必要な書類を添付し、所長に提出し、その承認を受けるものとする。

なお、所長は、承認した事業計画に係る一連の書類の写しを知事に提出するものとする。

第6条 事業の着工

第2条第1項及び第2項第2号の事業の着工は、原則として、補助金の交付決定後に行うものとする。ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図るうえで緊急かつやむを得ない事情により交付決定前に事業の着工等を行う場合は、事業実施主体は、その理由を明記した交付決定前着工届を所長に提出するものとする。

2 第1項のただし書きにより交付決定前に着工する場合にあっては、事業実施主体は、当該事業について、事業の内容が明確になってから着工するものとし、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知のうえで行うものとする。

3 所長は、本条第1項に基づき提出された交付決定前着工届の写しを知事に提出するものとする。

第7条 計画の変更

事業実施主体は、承認を受けた事業実施計画について、次に定める変更を行う場合には、事業実施計画変更承認申請書（様式第2号）を提出し、承認を受けるものとする。

1 家畜排せつ物処理施設等への整備補助

- (1) 事業の中止及び事業実施主体の変更
- (2) 施工箇所又は設置場所の変更
- (3) 事業費の30%を超える増減
- (4) 補助金額の増又は30%を超える減

2 堆肥の広域流通の推進

ア 利用集団の組織化支援

- (1) 事業種目の廃止及び事業種目ごとに事業費の30%を超える増減

- (2) 補助金額の増又は30%を超える減
- イ 利用集団の取組支援
- (1) 事業の中止及び堆肥等利用集団の構成員の変更
- (2) 事業費の30%を超える増減
- (3) 補助金額の増又は30%を超える減

第8条 実績報告

事業実施主体は、令和6年度茨城県畜産関係事業費補助金交付要項第11条第1項の規定に基づき実績報告書を所長へ提出する。なお、第2条第2項第2号の事業にあつては、堆肥等散布実績報告書（別記様式第3号）を添付するものとする。また、所長は実績報告書の写しを知事に提出するものとする。

第9条 助成

県は、予算の範囲内において、別表1に定める事業に要する経費に対して、補助するものとする。

第10条 実施状況報告

事業実施主体は、事業完了年度の翌年度から第2条第1項の事業においては5年間、同条第2項第2号の事業においては3年間、毎年度、当該年度における事業の実施状況報告書（様式第4号）を作成し、翌年度の6月末日までに所長に報告するものとする。

なお、所長は提出された書類の写しを報告した月の翌月の末日までに知事に報告するものとする。

第11条 関係機関

畜産センター、農業総合センター等の関係機関は、事業を円滑に推進するため、別添1、2の推進体制により支援するものとする。

第12条 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項については知事が別に定めるものとする。

付則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

付則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

付則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

別表1 事業種目ごとの助成内容及び補助等

事業種目	助成内容	補助率又は助成単価
<p>1 家畜排せつ物処理施設等への整備補助</p> <p>(1) 汚水処理施設</p> <p>(2) 堆肥処理施設</p>	<p>以下の施設を設置するための費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・養豚農家から出る汚水を活性汚泥法（簡易ばっ気を含む）で処理するための施設及び処理に必要な機械（固液分離機、ばっ気装置等） ・養豚農家で処理された処理水を保管しておくための施設 <p>・家畜排せつ物を堆肥化するための施設（脱臭装置付きの密閉縦型堆肥処理施設を含む）及び堆肥化処理に必要な機械（攪拌装置、送風装置等）</p> <p>また、当該整備施設が飼養衛生管理基準を遵守するために必要な防鳥ネット等の設置</p>	<p>1/2 以内</p> <p>1/2 以内</p>
<p>2 堆肥の広域流通の推進</p> <p>(1) 利用集団の組織化支援</p>	<p>堆肥利用促進協議会の活動支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 堆肥利用促進協議会の設置・運営 イ 堆肥コーディネーターの設置 ウ 堆肥等マッチング部会の設置 エ 良質堆肥等の生産・利用技術等の普及指導 オ 農家向け生産利用講習会の開催 カ 堆肥等需要調査の実施 キ 特殊肥料届出の推進 ク 「茨城たい肥ナビ！」の管理運用 	<p>定額（上限 2,440 千円）</p>

(2) 利用集団の取組 支援	ア 堆肥等利用実証ほ設置に要する経費 利用集団が堆肥等利用実証ほを設置するために要する経費を、堆肥または液肥の散布の面積や量に応じて助成する。	水稻（食用米） 堆肥施用量：100kg 以上 1 t 未満 液肥施用量：1 t 以上 4 t 未満 3,000 円/10a 堆肥施用量：1 t 以上 液肥施用量：4 t 以上 6,000 円/10a 水稻以外 堆肥施用量：400kg 以上 1 t 未満 液肥施用量：1 t 以上 4 t 未満 3,000 円/10a 堆肥施用量：1 t 以上 液肥施用量：4 t 以上 6,000 円/10a
	イ 堆肥等輸送掛かり増し経費 利用集団が堆肥等を広域流通するために要する掛かり増し経費を輸送距離に応じて助成する。	往復 50km 未満 850 円/t 往復 50km 以上 100km 未満 1,700 円/t 往復 100km 以上 2,500 円/t
	ウ 堆肥等散布機の導入補助 利用集団が堆肥等を広域流通するための堆肥散布機または液肥散布機の導入経費に対し補助する。	1/2 以内

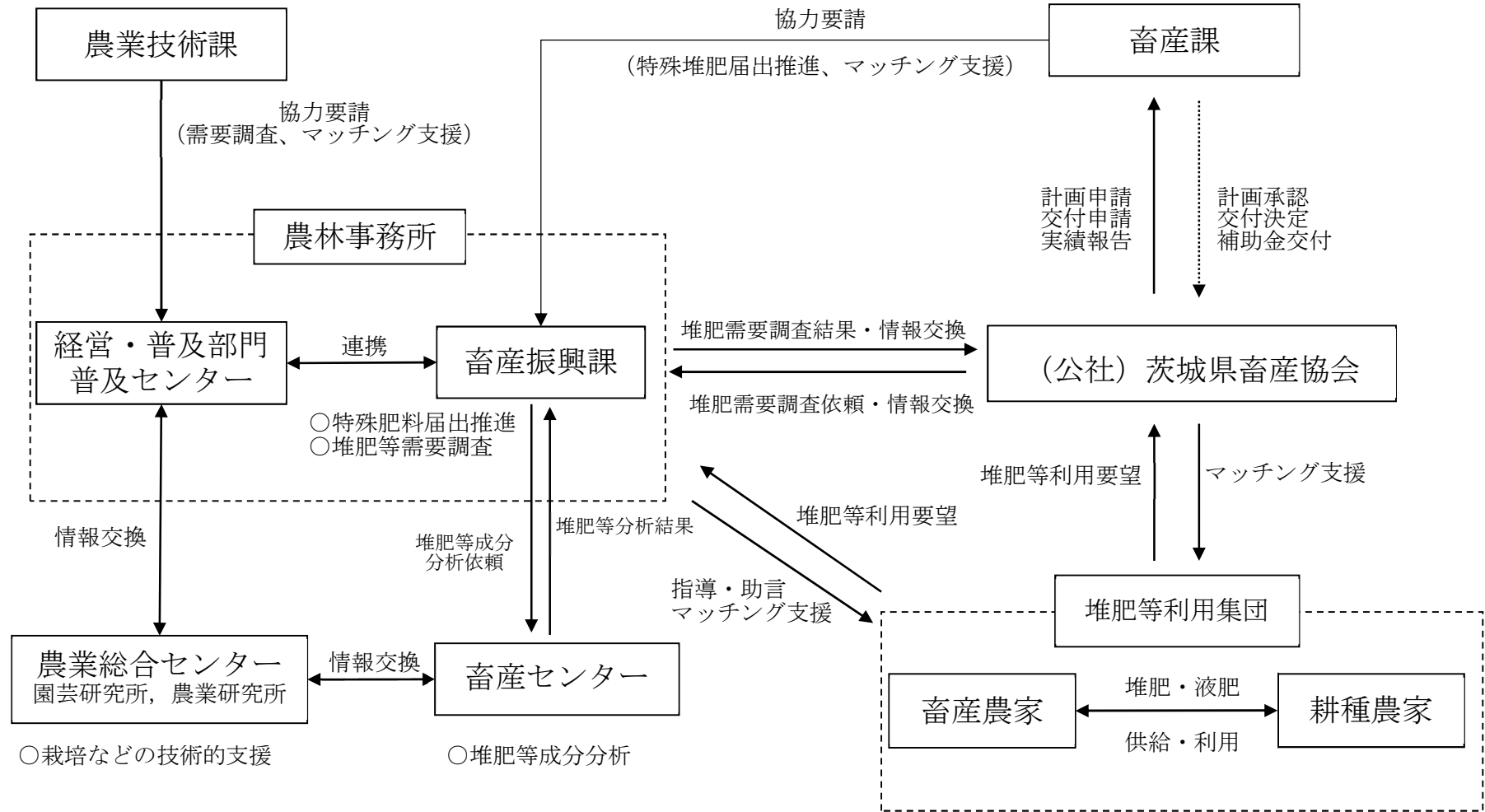
別表2 採択要件

事業種目	項目	内容
1 家畜排せつ物処理施設等への整備補助	1 優先的採択要件	<p>第3条に基づく事業実施要件を満たした、複数の事業実施主体から要望があった場合には、以下の要件に該当している者に対し、優先的に採択するものとする。</p> <p>(1) 北浦流域に農場があり、当該事業により導入する施設及び機械が設置可能であること。</p> <p>(2) 第2条第1項(1)に取り組む場合は、計画上、浄化処理水の窒素濃度のより大きな低減効果があり、適正な活用が見込まれること。</p> <p>(3) 堆肥等の利用、又は流通の拡大が見込まれるもの。</p> <p>(4) 「みどりの食料システム法」に基づく計画認定を受けている者。</p>
	2 施設及び機械の導入及び管理に関する要件	<p>以下に示すものに適合すること。</p> <p>(1) 施設及び機械導入を行う農場が、霞ヶ浦及び涸沼流域内にあり、計画申請書提出時点で家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（以下「家畜排せつ物法」という。）施行規則（平成11年農林水産省令第74号）第1条第2項に基づく頭羽数を超える飼養をしていること。</p> <p>(2) 本事業の実施により、法の遵守が確実に見込まれること。</p> <p>(3) 適正施肥を行うため、堆肥等利用計画を作成すること。自己利用をする場合にあっては作付け計画を作成すること。堆肥等の発生量に対する流通量や散布量、導入施設や機械の使用状況について記録をとること。</p> <p>(4) 試験研究機関のサンプル採取に協力できること。</p> <p>(5) 施設の設置にあたっては、当該施設を利用する経営体から発生する家畜排せつ物</p>

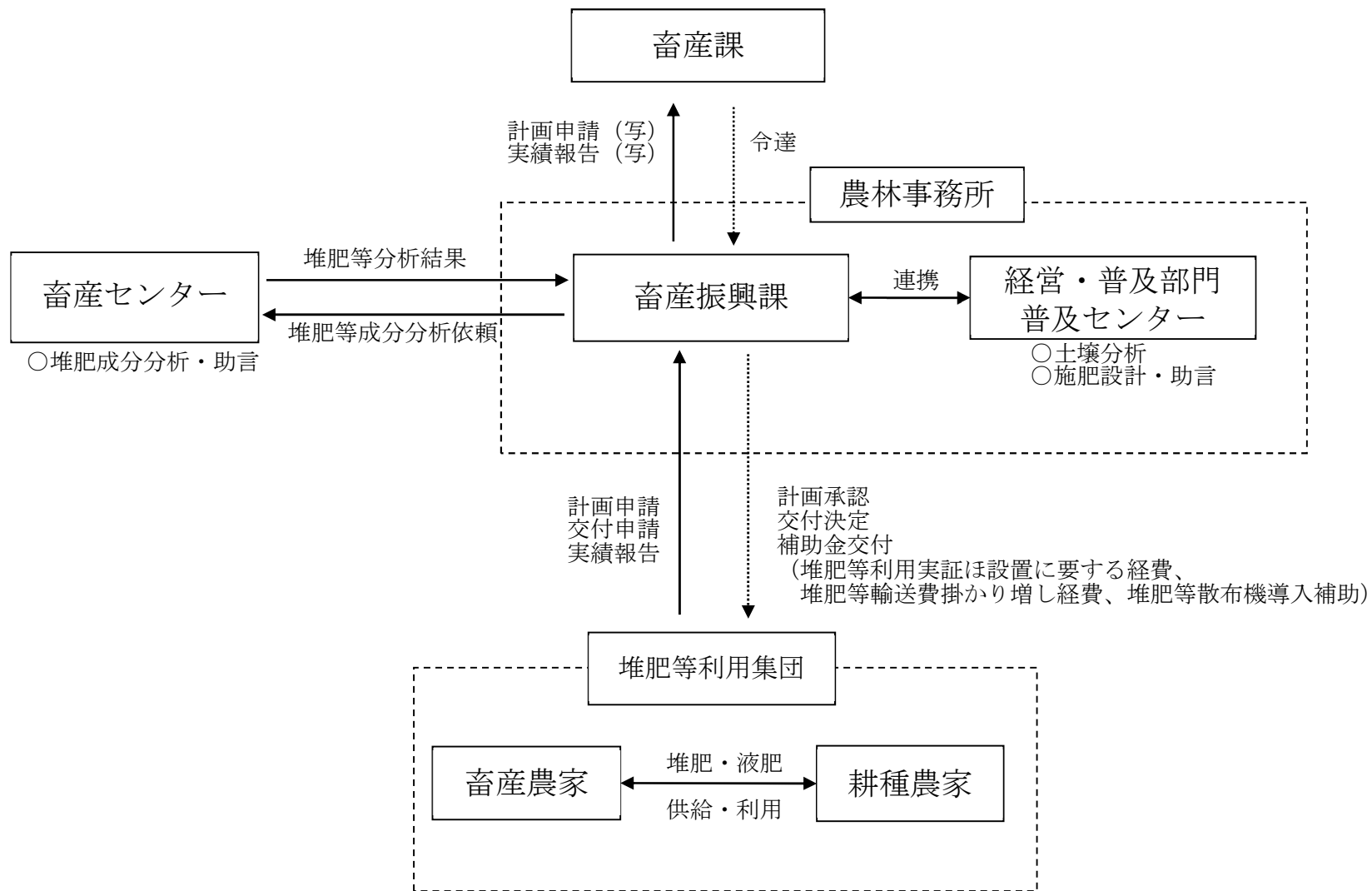
		<p>を適正に処理し得る能力を有すること。</p> <p>(6) 施設等の整備にあたっては、公害の発生防止を図る観点から、風向きや施設の配置には十分配慮することとし、できる限り臭気の発生を低減させる構造のものを選択すること。また、既存施設から離れた場所への施設設置にあたっては、環境に与える影響を考慮し、近接する住宅等がある場合は、理解を得るように努めること。</p> <p>(7) 機械のみでの整備も可能とするが、その場合は、処理能力向上に関するものに限る。(修繕は対象としない)</p> <p>(8) 施設の補改修にあたっては、能力の向上が伴うことを要件とし、単純修繕や一般的なメンテナンスは対象としない。</p> <p>(9) 家畜伝染病予防法で定める飼養衛生管理基準の遵守(堆肥舎における防鳥ネットの整備等)及び飼養規模に応じた埋却地を確保すること。</p> <p>(10) 第2条第1項(1)に取り組む場合は、導入前後に処理水の水質測定を行うこと。また、定期的に水質測定を行うこと。また、同項(2)に取り組む場合は、導入前後に堆肥の分析を行うこと。</p> <p>(11) 既存の施設を含め日頃から点検を行い、故障の際には迅速に修繕等の対応を行うこと。</p> <p>(12) 実施状況を報告する期間において、県が実施する稼働状況確認のための現地検査を受けること。</p> <p>(13) その他関連法律等を遵守すること。</p>
<p>2 堆肥の広域流通の推進</p> <p>(2) 利用集団の取組</p>	<p>1 優先的採択要件</p>	<p>第2条第2項第2号の事業について、複数の事業実施主体から要望があった場合には、</p>

支援		<p>以下の要件に該当しているものから、優先的に採択するものとする。</p> <p>(1) 畜産農家は、当該事業で堆肥等を散布する耕種農家への堆肥運搬や散布実績がないこと。</p> <p>(2) 耕種農家は、霞ヶ浦及び涸沼流域内で生産された堆肥等の散布実績がないこと。</p> <p>(3) 霞ヶ浦及び涸沼流域外の農地で堆肥等を散布する取組であること。</p> <p>(4) 散布面積を拡大する取組であること</p> <p>(5) 当該事業により導入する機械を所持していないこと。</p> <p>(6) 液肥を利用する取組であること</p>
	2 補助対象者の要件	<p>堆肥等利用集団とは以下の要件を満たす集団とする。</p> <p>(1) 畜産農家1戸以上、耕種農家2戸以上からなる営農集団であること（堆肥利用供給協定の締結が必須）。</p> <p>(2) 畜舎は霞ヶ浦流及び涸沼域内に所在すること。</p> <p>(3) 堆肥等利用計画書は土壌診断を行ったうえで施肥設計し、適正施肥すること。</p>

別添1 推進体制（堆肥等利用集団の組織化支援）



別添2 推進体制（堆肥等利用集団の取組支援）



様式第1号（計画の承認申請）

第 号
令和 年 月 日

農林事務所長 殿
（第2条第2項第1号の事業にあつては茨城県知事）

事業実施主体

令和 年度良質堆肥広域流通促進事業実施計画承認申請書

令和 年度良質堆肥広域流通促進事業について、下記のとおり実施したいので同事業実施要領第5条第 項の規定に基づき申請します。

記

1 申請者

住所：

氏名：

2 事業の種類：

3 事業計画総括表

単位：㎡、台、千円

事業種目	事業量	事業費	補助金額	備考
合 計				

別記様式第1号 事業実施計画書（家畜排せつ物処理施設等への整備補助・堆肥等利用集団の取組支援）

1 家畜排せつ物の処理について

(1) 現状

(2) 課題

(3) 課題の解決方法

2 計画概要

(1) 全体計画

事業種目	事業費（円）		算出根拠
	県補助金（円）	その他（円）	
ア 家畜排せつ物処理施設の整備等			
イ 堆肥の広域流通			
① 堆肥等利用実証ほ設置に要する経費			
② 堆肥等輸送掛かり増し経費			
③ 堆肥等散布機の導入			

(2) 施設整備・機械導入計画（事業種目：ア、イ③が該当）

市町村	事業実施主体 ・畜種	整備内容 (名称、規格、能力 、数量等)	設置場所及び 管理方法	家畜排せつ物 の発生量(t)	施設・機械導入に よる 処理量(t)	完了(予定) 年月日	備 考 (機械導入にあつ ては、保管場所等)

注1：整備内容欄には、実施要領第2条の施設名称及び規格、能力等を記入すること。

注2：事業費は消費税込みの金額とすること。

注3：発生量及び処理量欄には、数量ともに積算根拠を記入すること。

(3) 堆肥等供給計画（農家ごとに記載）（事業種目：ア、イが該当）

農家名	現 況			計 画				備 考
	畜種別 飼養頭羽数	現在のふん尿 処理状況	排せつ物(ふん) 発生量(t)	供給種目名	供給量(t)	時期・回数	散布方法 ・面積	

注4：供給種目名は、堆肥、乾燥ふん、液肥等と記入する。

注5：供給数量は、供給相手方に供給する数量及び自己農地還元量とし、自己農地還元量は（ ）書きとする。

(4) 堆肥等利用計画（事業種目：イが該当）

農家名	利 用 計 画		1 0 ア ー ル 当 た り 施 用 量 (k g)								備 考	
	利用作物名	利用作付面積 (a)	現 況				計 画					
			堆肥等	化学肥料	その他	計	堆肥等	化学肥料	その他	計		

3 機械、施設の設置による導入前後の比較（事業種目：アが該当）

①導入前後の処理フローを記載すること。処理フローには一日当たりの処理量及び機械や設備の単位当たりの処理能力（容量）記載すること。

（ただし、保管施設の場合は、利用量及び利用先を含めたフローを作成のこと）

②導入前後の水質（導入後については計画）の数字を図示すること。

(導入前)

(導入後)

4 添付資料（事業内容に応じて必要なものを添付する）

(1) 家畜排せつ物処理施設等への整備

ア 実施設計書

イ 見積書

ウ 機械導入にあたってはパンフレット

エ 規模決定根拠

オ 位置図：農場所在地が分かるよう地図上に示すこと

カ 配置図：農場内で施設・機械設置場所が分かるよう図示すること

キ 水質測定結果、堆肥分析結果：水質測定にあたっては、原尿及び処理水を分析すること。

ク 堆肥等の利用計画：自己利用の場合は作付け計画。施設・機械導入前後の計画が分かるようにすること。

ケ その他参考となるもの：特殊肥料届け出等

(2) 堆肥等の広域流通

ア 位置図（個々の畜舎と処理施設、人家、河川、畑等の位置関係を明らかにしたもの。）

イ 機械の概要（パンフレット、見積書等）

ウ 家畜排せつ物処理の現況及び計画に係るフローチャート

エ 家畜排せつ物の利用に関する契約書（堆肥利用供給協定）

オ 組織の規約（財産管理台帳の具備及び共同利用を明記すること。）

カ 機械の管理運営計画書（別添1）

キ 月別作物別堆肥等利用計画書（別添2）

ク 事業参加農家調査（別添3）

ケ 堆肥等利用計画書（別添4）

コ その他参考資料

別添1

導入機械の管理運営計画書

機 械 名	管 理 方 法	運 営 方 法	備 考

別添2

月別作物別堆肥等利用計画書

(単位：t)

氏名	利用 作物名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計

別添3

事業参加農家調書

住所・氏名	畜種別頭羽数	耕地実面積 (ha)	利用作物名	利用面積 (ha)	備考

別添4

堆肥等利用計画書

堆肥等利用集団名 (代表者氏名)	
集団構成員	
普及センター名 (担当者氏名)	

1 実証ほ場について

所在地 (字名)		作付面積 (a)	
作付作物名		作付時期	

2 施肥設計について

土壌診断結果		土壌酸性度 (pH)		電気伝導度 (EC)			
		窒素		リン		カリ	
		化成	堆肥	化成	堆肥	化成	堆肥
施肥量 (kg/10a)	基肥						
	追肥						
	総量						

3 堆肥・液肥について

堆肥等生産者名			
散布時期		散布総量 (t)	

備考	
----	--

※ほ場が複数有り、計画書が複数必要な場合は、枠外にページ数 (○/○) を記載する。

別記様式第2号（利用集団の組織化支援）

1. 事業の目的

2. 全体計画

（単位：円）

事業区分	事業費		備考
		県補助金	
ア 協議会の開催 イ 堆肥コーディネーターの設置 ウ 堆肥等マッチング部会の設置 エ 良質堆肥等の生産・利用技術の普及指導 オ 農家向け生産利用講習会の開催 カ 堆肥等需要調査の実施 キ 特殊肥料届出の推進 ク 「茨城たい肥ナビ！」の管理運用			
計			

3. 事業の内容

ア 協議会の開催

（単位：円）

場所	時期・回数	出席者	内容	事業費	算出根拠
計					

イ 堆肥コーディネーターの設置

(単位：円)

方法	時期・人数	内 容	事業費	算出根拠
計				

ウ 堆肥等マッチング部会の設置

収集方法	時期・回数	出席者	内 容	事業費	算出根拠
計					

エ 良質堆肥等の生産・利用技術の普及指導

(ア) 情報の収集

(単位：円)

収集方法	時期・回数	出席者	内 容	事業費	算出根拠
計					

(イ) 情報の提供

(単位：円)

提供方法	時期・回数	出席者	内 容	事業費	算出根拠
計					

オ 農家向け生産利用講習会の開催

(単位：円)

方 法	時期・回数	内 容	事業費	算出根拠
計				

カ 堆肥等需要調査の実施
円)

(単位：

方 法	時期・回数	内 容	事業費	算出根拠
計				

キ 特殊肥料届出の推進

(単位：円)

地域区分 (農林事務所)	時期・回数	内 容	事業費	算出根拠
計				

ク 「茨城たい肥ナビ！」の管理運用

(単位：円)

方 法	時期・回数	業務内容	事業費	算出根拠
計				

※添付資料 茨城県堆肥利用促進協議会規約、構成員、最近時点の事業報告書・決算書 等

別添5

堆肥等コーディネート記録表（令和 年度）

年 月 日	区 分	依頼者				内容 (種類、量、面積、条件 等)	幹旋内容 (あつせん先、地域、量、条件 等)	備 考
		市町村	氏名	電話番号	作物			

*区分：電話、来訪、FAX 等

様式第2号（計画の変更）

第 号
令和 年 月 日

農林事務所長 殿
（第2条第1項の事業については茨城県知事）

事業実施主体

令和 年度良質堆肥広域流通促進事業実施計画変更承認申請書

令和 年度良質堆肥広域流通促進事業について、下記のとおり実施したいので同事業実施要領第7条第 項の規定に基づき申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 令和 年度良質堆肥広域流通促進事業変更実施計画書
（別記様式第1号、2号に準じて作成する。）

堆肥等散布実績報告書

事業実施主体名	
---------	--

堆肥等を散布した実証ほ		実証ほ 管理者名	堆肥等散布 実施者名	堆肥等散布 年月日	堆肥等散布量 (t/10a)	作物名 (収穫見込時期)	堆肥等形態、堆肥等運搬、堆肥等散布、その他必要事項
所在地(地番)	面積(a)						
							<ul style="list-style-type: none"> ・堆肥等形態(バラ、ペレット、フレコン、袋ほか) ・堆肥等運搬(運搬者、運搬距離、使用運搬車等)
							<ul style="list-style-type: none"> ・堆肥等散布(使用機械、堆肥等散布に要した人数等) ・その他必要事項
小計 (堆肥等散布実施者ごと)							
合計 (堆肥等生産者計)							

○堆肥等散布に係る課題・問題点

○添付資料

- (1) 堆肥等生産箇所と堆肥等散布箇所の位置関係が判るように地図上で示したもの
- (2) 実証ほを地図上で示したもの
- (3) 堆肥等散布、運搬状況など作業工程が判る写真

様式第 4 号（実施状況報告）

第 号
令和 年 月 日

農林事務所長 殿

事業実施主体

令和 年度良質堆肥広域流通促進事業実施状況報告書

令和 年度に実施した良質堆肥広域流通促進事業について、実施要領第 10 条第 項の規定に基づき報告します。

別添1 (家畜排せつ物処理施設等への整備)

1 事業内容等

事業実施主体	
事業実施年度	
事業実施内容	

2 事業実績

報告年度	家畜排せつ物 発生量(t)	左のうち 処理量(t)	利用状況等 (堆肥等利用量)
令和〇〇年度 <1年目>			
令和〇〇年度 <2年目>			
令和〇〇年度 <3年目>			
令和〇〇年度 <4年目>			
令和〇〇年度 <5年目>			

注1：家畜排せつ物発生量欄には、当該農場で発生する排せつ物量を記入すること。

注2：利用状況等欄には、堆肥等の流通量、施設等の稼働・管理状況を記入すること。

別添2 (利用集団の取組支援)

1 事業内容等

堆肥等利用集団名			
事業完了年度	年度	事業報告年度	年度 (年目)

2 堆肥等の利用実績

	作物名	生産面積 (ha)	堆肥等処理形態	堆肥等施肥量 (t)
計 画				
実 績				

注 (1) 作物名ごとに記入する。

(2) 堆肥等処理形態には、堆肥、乾燥ふん、液肥等の別を記入する。

(3) 組合毎に別添3「作柄調査票」を作成し添付する。

作柄調査票（令和 年度良質堆肥広域流通促進事業）

集団（組合）名：

農家氏名：

市町村名：

（報告 年目：今作での堆肥等散布 有 ・ 無 ）

ほ場番号	1	2	3	4	5	6
所在地 (字名)						
面積(a)						
作物名						
収量 (大まかな収 量も分かれば ご記入下さい)	1. 前年並み (kg/10a)	1. 前年並み (kg/10a)	1. 前年並み (kg/10a)	1. 前年並み (kg/10a)	1. 前年並み (kg/10a)	1. 前年並み (kg/10a)
	2. 前年より良い (kg/10a)	2. 前年より良い (kg/10a)	2. 前年より良い (kg/10a)	2. 前年より良い (kg/10a)	2. 前年より良い (kg/10a)	2. 前年より良い (kg/10a)
	3. 前年より悪い (kg/10a)	3. 前年より悪い (kg/10a)	3. 前年より悪い (kg/10a)	3. 前年より悪い (kg/10a)	3. 前年より悪い (kg/10a)	3. 前年より悪い (kg/10a)
品質 (コメントがあ れば ご記入下さい)	1. 前年並み ()	1. 前年並み ()	1. 前年並み ()	1. 前年並み ()	1. 前年並み ()	1. 前年並み ()
	2. 前年より良い ()	2. 前年より良い ()	2. 前年より良い ()	2. 前年より良い ()	2. 前年より良い ()	2. 前年より良い ()
	3. 前年より悪い ()	3. 前年より悪い ()	3. 前年より悪い ()	3. 前年より悪い ()	3. 前年より悪い ()	3. 前年より悪い ()
利用者の声 (感想・要望 など)						